

兵庫県インターネット上の人権侵害の防止に関する条例に基づく防止措置の要請及び指導又は助言の実施に関する指針

1 目的等

この指針は、兵庫県インターネット上の人権侵害の防止に関する条例(令和 年 月 日 兵庫県条例第 号。以下「条例」という。)第 10 条に規定する防止措置の要請及び第 11 条に規定する指導又は助言の実施に関して必要な事項を定め、もって適正な条例の施行に資することを目的とする。

なお、防止措置の要請及び指導又は助言の実施に当たっては、表現の自由の保障との調和に配慮しつつ、適正かつ慎重に行うものとする。

2 防止措置の要請（条例第 10 条）

（防止措置の要請）

第10条 知事は、特定の個人若しくは集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報（不当な差別が含まれるものに限る。以下本条において同じ。）が特定電気通信により流通していることが明らかであり、当該流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があったとき（当該者が防止措置を求めてもなお防止措置がとられないときに限る。）、又は前条第 1 項の規定による措置により人権侵害情報を把握したときは、防止措置の要請を行うことができる。

(1) 「特定の個人若しくは集団又は県内の特定の地域」について

- ア 「**特定の個人**」とは、県内に居住する者をいうほか、県外から県内に通勤又は通学する者も含む。
- イ 「**集団**又は県内の特定の**地域**」とは、特定の個人により構成される集団又は県内の特定の地域をいう。

(2) 「人権侵害情報（不当な差別が含まれるものに限る。以下本条において同じ。）」について

- ア 「**人権侵害情報**（**不当な差別**が含まれるものに限る。）」とは、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認その他の属性（以下「**人種等の属性**」という。）を理由とする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発すると認められるものに係る言動により、他人の権利を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められる情報をいう。

具体的には、次の(ア)から(イ)までに掲げるような**人格権**を侵害するものをいう。

(ア) **名誉毀損**

人種等の属性を理由としてなされる特定の個人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる事実の摘示や意見・論評の表明をインターネット上に流通させるものをいう。ただし、その言動が公共の利

害に関する事実であり、専ら公益を図る目的である場合で、摘示された事実がその重要な部分について真実であること又は発信者が真実と信ずる相当の理由があるとき、さらに、意見・論評の表明にあってはこれらに加えて人身攻撃に及ぶなどの意見・論評の域を逸脱したものでないときは、不法行為が成立しないことに留意する。

(イ) **名誉感情の侵害**

人種等の属性を理由としてなされる特定の個人に対する社会通念上許される限度を超えると認められる侮辱性の強い言動等をインターネット上に流通させるものをいう。名誉感情の侵害には、特定の個人に対する賤称語や蔑称を用いた表現や特定の個人の存在を否定する言動等についても含まれる。

(ロ) **プライバシー侵害**

不当な差別的取扱いを助長し、又は誘発するような特定の個人が公にしていない人種や民族、障害や疾病、いわゆる同和地区の出身であること、性的指向や性自認等、特定の個人に係る人種等の属性を識別することを可能とする情報をインターネット上に流通させるものをいう。ただし、特定の個人が公にしている情報であっても、その内容により、名誉感情の侵害や私生活の平穩の侵害として次の(5)の防止措置の対象となることがあることに留意する。また、特定の地区がいわゆる同和地区である、又はあったとする情報の摘示については、個人の住所等と対照することによりいわゆる同和地区の居住者や出身者であるか否かを容易に特定することができ、不当な差別的取扱いを助長・誘発するものと認められ、プライバシーの侵害にあたる。なお、当該情報の摘示が学術研究等の目的であったとしても、公開の態様や文脈等から、権利侵害のおそれが極めて低いといえる場合でない限り、プライバシーの侵害にあたる。

(ハ) **私生活の平穩の侵害**

人種等の属性を理由として、特定の個人の生命、身体、財産等に危害を加えるといった言動等、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせる言動をインターネット上に流通させるものをいう。

イ なお、**集団**に関するものについては集団の規模、構成員の特定の程度等により当該集団に属する特定の個人の権利の侵害を認識できる規模のもの、県内の特定の地域に関するものについては県内の特定の地域の居住者や出身者など特定の個人に対する権利の侵害を認識できる規模の地域であれば、他人の権利を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められる。

(3) 「特定電気通信により**流通**していることが明らか」について

「特定電気通信により流通していることが明らか」とは、インターネット上のウェブページ、ソーシャルネットワーキングサービス、電子掲示板等の不特定の者により受信され

ることを目的とするような電気通信の送信（以下「特定電気通信」という。）により、アの人権侵害情報が流通していることが明らかであることをいう。

- (4) 「当該流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があったとき（当該者が防止措置を求めてもなお防止措置がとられないときに限る。）、又は前条第1項の規定による措置により人権侵害情報を把握したとき」について

ア 「当該流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があったとき」とは、当該権利を侵害されたとする者（以下「被害者」という。）自身が次の(5)の防止措置を求めても当該措置がなされず、自力救済が困難であることをもって、県に対応を求める場合をいう。なお、「権利を侵害されたとする」と規定しているのは、申出の段階では、権利侵害の有無が不明であるためである。

イ 「又は前条第1項の規定による措置により人権侵害情報を把握したとき」とは、例えば、県内の特定の地区がいわゆる同和地区である、又はあったとする情報の摘示に関して、インターネットモニタリングで把握した場合や、関係機関からの情報提供があった場合に、県において次の(5)の防止措置の要請を行うものをいう。

- (5) 「防止措置の要請を行うことができる」について

ア 「防止措置の要請」とは、特定電気通信役務提供者に対する人権侵害情報の送信を防止する措置をいう。

イ 「特定電気通信役務提供者」とは、ウェブホスティングを行う者やソーシャルネットワークワーキングサービスの運営者、電子掲示板の管理者など、インターネットでのウェブページ、ソーシャルネットワークワーキングサービス、電子掲示板等の不特定の者により受信されることを目的とするような電気通信の送信の用に供される電気通信設備を用いて他人の通信を媒介している者等（以下「プロバイダ等」という。）をいう。なお、特定の者、多数の者に宛てて同時に送信される電子メール等の通信役務を提供する者は含まれない。

ウ 「人権侵害情報の送信を防止する措置」とは、人権侵害情報（不当な差別に該当するものに限る。）について、特定電気通信の用に供される電気通信設備の記録媒体に記録され、又はその送信装置に入力された後に、不特定の者からの求めにより自動的に行われる「送信」を防止するための措置を要請することをいう。ただし、当該プロバイダ等の受付窓口やフォーム、連絡先等が不明であるなど技術的に要請ができない場合は、この限りでない。

3 指導又は助言（条例第 11 条）

（指導又は助言）

第11条 知事は、前条の規定による防止措置の要請を行ってもなお防止措置がとられない場合で、当該人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為を行った者の意見を聴くものとする。

- (1) 「防止措置の要請を行ってもなお防止措置がとられない場合」について
「防止措置の要請を行ってもなお防止措置がとられない場合」とは、プロバイダ等に防止措置の要請を行った後、概ね、1週間を経過しても、防止措置がとられない場合をいう。
- (2) 「当該人権侵害行為を行った者が明らか」について
ア 「当該人権侵害行為を行った者」とは、特定電気通信により人権侵害情報を流通させた者をいう。
イ 「明らか」とは、発信者等の氏名や住所等が判明している場合のほか、氏名や住所等は不明であるものの、プラットフォーム上のダイレクトメッセージなど不特定の者に視認されない方法により発信者等に対して直接連絡をとることができる場合をいう。
- (3) 「必要があると認めるとき」について
被害者が指導又は助言を求める旨の意思表示をしており、かつ、不当な差別的言動に係る侵害情報の内容、被害の状況等に鑑み、指導又は助言を行うことが相当であると認められるときをいう。
- (4) 「必要な指導又は助言を行うことができる」について
ア 「指導」とは、発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報が侵害情報であるとして指導し、反省を促し、当該人権侵害情報を流通させないよう対応（入力情報の削除等）することを求めるものをいう。
イ 「助言」とは、発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報の問題点を指摘し、当該人権侵害情報を流通させないよう対応（入力情報の削除等）することを促すものをいう。
ウ 指導又は助言の実施に当たっては、不当な差別的言動に係る侵害情報の内容等に応じて使い分けを行うものとする。
- (5) 「当該人権侵害行為を行った者の意見を聴くものとする」について
指導又は助言を行う前に、当該人権侵害行為を行った者に対し、当該人権侵害行為を行った理由等を聴取し、指導又は助言の必要性、使い分けを判断することをいう。